

主 文

- 1 原判決中、控訴人に関する部分を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、447万9321円及びこれに対する令和4年6月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 5 3 訴訟費用中当審において生じた部分及び原審において控訴人と被控訴人との間に生じた部分は、全て被控訴人の負担とする。
- 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

10 主文と同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 令和4年6月29日、大分県別府市内の路上において、控訴人とAがそれぞれ普通自動二輪車と原動機付自転車に乗り信号停止していたところ、後方
15 から走行してきた被控訴人の運転する普通乗用自動車に追突された（以下、この事故を「本件事故」という。）。本件事故によりAが死亡し、控訴人は負傷した。被控訴人は、そのまま逃走した。
- (2) 本件は、Aを相続した同人の父母と控訴人が、被控訴人に対し、民法70
20 9条及び自動車損害賠償保障法3条に基づき、本件事故によって発生した損害につき、それぞれ賠償請求（Aの父母の請求は一部請求）した事案である。なお、被控訴人は、本件事故後、行方不明となっており、原審において公示送達による呼び出しを受けたが、口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の書面も提出しなかった。
- (3) 原判決は、Aの父母の請求を全部認容したが、控訴人の請求を一部棄却し
25 た。控訴人は、これを不服として控訴をした。被控訴人は、当審においても公示送達による呼び出しを受けたが、口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その

他の書面も提出しない。

2 請求原因（控訴人の主張）

(1) 本件事故の概要

日時 令和4年6月29日午後7時45分頃

5 場所 大分県別府市（以下省略）

態様 控訴人の普通自動二輪車とAの原動機付自転車が、上記場所の
交差点の先頭で信号停止していたところ、後方から進行してき
た被控訴人の運転する普通乗用自動車と衝突した。

(2) 被控訴人の責任

10 被控訴人は、前方を注視せず、控訴人の普通自動二輪車の手前で安全に
停止することができない速度で自動車を走行させた過失がある。

(3) 控訴人の損害

ア 車両の買替費用 71万9670円

イ パソコンの買替費用 13万6980円

15 ウ 着衣等の買替費用 5万1000円

エ 治療費 5万9960円

オ 入院諸雑費 4500円

カ 休業損害 10万円

キ 慰謝料 300万円

20 ク 小計 407万2110円

ケ 弁護士費用 40万7211円

コ 合計 447万9321円

第3 当裁判所の判断

1 本件事故の発生と被控訴人の責任について

25 証拠（甲1、4、26）及び弁論の全趣旨によれば、本件事故の概要は、前
記請求原因(1)のとおり認められ、これによれば、被控訴人は、本件事故の発生

につき、少なくとも前方不注視の過失があり、控訴人に発生した損害につき、不法行為に基づく損害賠償義務を負う。

2 控訴人の損害について

(1) 車両の買替費用 71万9670円

5 証拠（甲16～18）及び弁論の全趣旨によれば、本件事故により控訴人の普通自動二輪車は全損となり、令和4年7月10日、同種同等の中古自動二輪車を71万9670円で購入したことが認められるから、かかる購入費用は本件事故と相当因果関係のある損害に当たる。

(2) パソコンの買替費用 13万6980円

10 証拠（甲19）及び弁論の全趣旨によれば、本件事故により控訴人が所持していたノートパソコンが損壊し、令和4年7月7日、同種同等のノートパソコンを13万6980円で購入したことが認められるから、かかる購入費用は本件事故と相当因果関係のある損害に当たる。

(3) 着衣等の買替費用 5万1000円

15 弁論の全趣旨によれば、控訴人が本件事故当時身に付けていたヘルメット（購入価格2万6000円）、バック（1万5000円）、衣服及び靴（合計1万円）は、本件事故により使用不能となったことが認められる。これらの買替費用は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるところ、その金額は、いずれも上記各購入価格をもって相当と認める。

(4) 治療費 5万9960円

20 証拠（甲20の1・2、21、22）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、本件事故により負傷し、令和4年6月29日から同年7月1日まで、別府医療センターで入院治療を受け、同月12日には別府温泉病院で診療を受けたことが認められる。これらの病院での治療費と薬剤費の合計5万9960円は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たる。

(5) 入院諸雑費 4500円

上記入院に係る入院諸雑費は、1日当たり1500円を認めるのが相当であるから、3日間の入院諸雑費は4500円である。

(6) 休業損害 10万円

証拠（甲24～26）及び弁論の全趣旨によれば、本件事故当時、控訴人は居酒屋でアルバイトをしていたが、本件事故による負傷と、友人のAが死亡したことによる精神的ショックから、令和4年7月と8月は稼働日数が減少し、従前どおりの稼働状況に戻ったのは同年9月からであったことが認められる。そして、同年7月及び8月の2か月間の合計稼働日数は、同年9月の1か月分の稼働日数と概ね同じであるから、減少したのは約1か月分であり、その分の給与相当額が本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。控訴人の同年9月の給与は、10万4234円であるから、休業損害としては10万円を認めるのが相当である。

(7) 慰謝料 300万円

本件事故の態様の悪質性に加え、本件事故後の被控訴人の行動によって控訴人が受けた精神的苦痛は甚大である。その慰謝料としては、300万円を認めるのが相当である。

(8) 上記(1)～(7)の小計 407万2110円

(9) 弁護士費用 40万7211円

本件事故と相当因果関係のある損害としての弁護士費用は、40万7211円を認めるのが相当である。

(10) 合計 447万9321円

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由があるから全部認容すべきところ、これを一部棄却した原判決は失当であり、本件控訴は理由がある。

よって、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官

松 田 典 浩

5

裁判官

矢 崎 豊

10

裁判官

秋 田 純